

令和2年 第18回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年10月1日(木)
開会 午前11時00分 閉会 午後0時05分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第63号 京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について
【追加議案 議案第64号、議案第65号、報告第25号】
 - (2) 議案第64号 京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について
 - (3) 議案第65号 (一社)京丹後市青年会議所 創立55周年記念事業「教育をテーマとした番組の配信」の開催に係る後援について
 - (4) 報告第25号 公文書の存否を明らかにしない決定及び個人情報不開示決定に係る審査請求について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ①「共催」・「後援」に係る9月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ①10月学校行事予定について
 - ②10月保育所・こども園行事予定について
 - ③生涯学習課からの連絡事項について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全10頁)
- 9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年11月13日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 田村 浩章

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。

ただいまから「令和2年第18回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

今日は朝、青少年健全育成会が毎年実施しているあいさつ運動が、今年一番目として弥栄中学校と大宮中学校であり、私は大宮中学校に参加してきました。子どもたちが元気にあいさつしてくれますし、子どもたちが地域の皆さんに見守られていることを実感するためのよい機会の一つだと思います。各地区では、ボランティアの皆さんが通学支援をしていますが、毎日していただいている方もおられ、頭が下がる思いです。本当にありがとうございます。

会議前の管内視察では、峰山中学校にお世話になりました。生徒の様子はいかがでしたでしょうか。今年度、峰山中学校の特徴的な取り組みとして、府の指定を受け、次世代型小・中・高外国語教育推進事業研究指定校の取り組みを、峰山高等学校、いさなご小学校、しんざん小学校と一緒に取り組んでいます。一方、生徒指導の面では課題事案もありますので、学校全体として取り組みを行うことを指示しているところです。後ほど、参観の感想等も聞かせていただければと思います。

今年度も前半が終わりました。コロナの関係もあり学校教育、社会教育とも様々な影響があり、多くの行事が延期や中止になってきています。自粛も緩和されてきていますが、終息したわけではありませんので、引き続き感染予防対策を行って行事を実施していくことにしています。

学校では、25日に大宮中学校で合唱祭がありました。学年単位に時間を変えての発表、保護者も該当学年のみの参観など、工夫した開催となっていました。私も参観しましたが、制約がある中で練習等大変だったと思いますが、感動する素晴らしい発表だったと思って

います。

また、先週から修学旅行が始まっており、網野北小学校、丹後中学校、弥栄中学校、久美浜中学校が終わりました。今日から、いさなご小学校が実施しています。ホームページで子どもたちの楽しそうな様子が紹介されており、皆が一緒になって計画し取り組んでいく行事等の大事さを改めて感じています。残りの3中学校は来週に実施しますし、小学校は今月と12月の実施が多い時期になりますので、無事にできることを願っているところです。その他にも、今月は駅伝大会や発表会などもあります。

また、保育所、こども園では先週から運動会が始まっていますが、規模を縮小して行っている状況です。

社会教育では、この3日には、京丹後はごろも陸上競技場のリニューアルの完成記念式典、中旬以降はワールドマスターズゲームズ2021関西プレ大会、月末には、改修した丹後図書室のオープニングセレモニー、11月1日には延期していましたが成人式を、そして中旬には関西学生対校駅伝等があり内容を変えて実施することとなっています。

教育委員さんに出席いただくものも多くありますので、よろしくお願いいたします。

市長選挙後、初めての総合教育会議が12日に開催される予定です。主な議題は教育大綱といじめ対策といつもどおりですが、子育て支援、教育については人口減少や定住対策と相まって市長も強い思いを持っており、様々な内容が出てくるかもしれませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

本日は、「京丹后市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について」と、追加として議案2件の審議と報告1件を用意していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

それでは、令和2年第16回教育委員会（9月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
田村委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

議案第63号「京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第63号「京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

京丹後市立学校ハラスメント防止要綱は、京丹後市立学校に勤務する教職員がセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを引き起こすことによる、児童生徒の心身に対する悪影響、京丹後市の教育に対する市民の不信、教職員の勤務環境及び児童生徒の学習環境が害されること等の事態の発生を未然に防ぐとともに、万一このことが発生した場合においては、適切に対応することによってその行為を制止し、信頼される教育行政の確保、教職員及び児童生徒の利益の保護並びに教職員の十分な勤務能率の発揮に資することを目的につくられた訓令です。

今回、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立し、パワー・ハラスメント等の防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることとされ、令和2年6月1日に施行されることとなり、これに伴い京都府においては「京都府立学校ハラスメントの防止等に関する要綱」が9月1日に改正施行されました。

これを受け、当該法改正やこれに伴う人事院規則の制定、京都府の要綱改正等を踏まえ、事業主としての方針の明確化及び周知・啓発、ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応等を行うため、現行の要綱について整合性を図るため所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、今回の改正で、ハラスメント防止以外のことも規定をされたため、題名のハラスメント防止の後に「等」の文字を加えています。

第2条「定義」を今回の改正で整理を行い、第2号セクシュアル・ハラスメント、第3号妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、第4号パワー・ハラスメントの後に「関係」の文字を加え、文言を整理し、第5号から第8号を削ることとしています。

第3条「校長の責務」では、第1項で、従来は「防止及び排除に努めなければならない。」

としていたところを、「防止に関し、必要な措置を講じなければならない。」と表現を強め、第2項をそれに対応する表現に文言整理を行い、改正前の第3項を削ることとしています。

第4条「教職員の責務」では、第1項に「ハラスメントをしてはならない。」という文言を加え、第1項の改正に整合するよう、以下の文言及び第2項を整理しています。

第5条「研修等」では、従来の「ハラスメントの防止を図るため、所属教職員に対し、必要な研修等を実施する。」から、「ハラスメントの防止等のため、教職員に対し、教職員の意識の啓発及び知識の向上を図る。」とより具体的な表現に改正をしています。

第6条として新たに「他任命権者との連携」を加え、「教職員がほかの任命権者に属する教職員等からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他任命権者の教職員に係る他任命権者に対し、当該他任命権者の教職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他任命権者の教職員に対する指導等の対応を行うよう求めることとする。」としています。

この第6条の追加により、改正前の第6条以降は1条繰り下げによる改正を行っています。

第7条となった「苦情相談への対応」については、第2項の人事院指針の括弧書きを、第2条の「定義」の第2号から第4号を明記するよう改正を、第3項については削ることとしています。

第8条は、第9条に既存の条が繰り下げとなり、「苦情処理委員会の設置」の第1項の「適正かつ効果的」の「かつ効果的」を削り、第2項も第1項との整合が取れるよう文言整理をしています。

第9条も、第10条に条の繰り下げとなり、「プライバシーの保護等」では、「当事者」を「関係者」に、「保護に努め」を「保護及び秘密の保持を徹底し」に、「注意」を「留意」に文言整理をしています。

別表関係については、条文の改正との整合を取るために、整理しています。

まず別表第1の次に、新たに「妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用」を追加し、妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用の項の内訳の最下段に「不妊治療休暇」を新たに追加し、育児に関する制度又は措置の利用の項の「部分休業」の後ろに「部分欠勤」を追加しています。

別表第2の次に、新たに「ハラスメントをしないために職員が認識すべき事項」を追加し、表の第1列の認識事項の列を削り、具体的内容の文言を整理しています。

別表第3も同様に「良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項」を追加し、第1列配慮事項の文言整理を行っています。

別表第4の表前段に、「ハラスメントに起因する問題が生じた場合職員が認識しておくことが望まれる事項」を加えています。

別表第5も同様に「ハラスメントに起因する問題が生じた場合職員がとることが望まれる行動」を加え、表中の文言の整理を行っています。

また、別記様式の関係条項についても、条の繰り下げのため第7条関係としています。

最後に附則として、この訓令は、令和2年10月1日から施行する。としています。

以上よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第63号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<田村委員>

対照表の4ページの両括弧4の懲戒処分についての改正ですが、新しく、「公正な調査によりその事実が確認された場合、懲戒処分を受けることがある。」となっていて、懲戒処分を受けないこともあるというふうに幅を持たせているように感じるのですが、ここは何か意味があるのでしょうか。

<横島教育次長>

基本的に表現等は上位法や府の要綱から受け継いでおり、そちらと同じ文言で合わせてあると思いますが、意図しているところとしては、事実確認をして懲戒処分までもいかない指導とかそういった部分もあろうかと思っておりますので、必ず懲戒処分になるというわけではなく、一定幅を持たせた表現で書いてあるのだらうと考えています。

<安達委員>

2ページ目の3のアですが、出産に起因する症状について括弧書きで具体的な事例が書いてあったのですが、それをなくしたのはどういう理由からでしょうか。あるとわりやすいのですが、それをなくしたことにより幅広くという意味でしょうか。

<横島教育次長>

今御指摘があったとおり、確かに括弧書きがあったほうがわかりやすいということもあるのですが、当然上位のほうもこういう整理をされてもいますし、2ページの部分の改正案のほうを見ていただきたいのですが、現行は「言動をいう。」という表現で柔らかかったことを、「言動」というふうにアとイで規定をさせていただいて、イの部分について「別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。」ということで、別表部分で具体的にこの言葉が確認できたらもっとよかったですでしょうけども、その部分でこの内容については規定をさせていただいているということで、今回整理としてはこの部分から削除されたというふうに思っています。

<吉岡教育長>

質問ではないが、附則で10月1日施行となっているので、10月1日は今日ですよね。

施行したら、学校等にすぐに通知をしてほしい。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第63号「京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

続きまして、追加議案を3件準備しています。

まず、議案第64号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第64号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

京丹後市立図書館条例施行規則は、京丹後市立図書館条例の施行に関して必要な事項を定めたものです。今回、第27条の「分館」について一部改正を行うもので、丹後図書室が丹後地域公民館から市役所丹後庁舎3階へ正式に移転するため、位置を丹後庁舎の所在地、京丹後市丹後町間人1780番地に変更するものです。

施行日は、移転オープンの日である令和2年10月30日としています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第64号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第64号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第65号「(一社)京丹後青年会議所 創立55周年記念事業「教育をテーマとした番組の配信」の開催に係る後援について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第65号「(一社)京丹後青年会議所 創立55周年記念事業「教育をテーマとした番組の配信」の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、一般社団法人京丹後青年会議所創立55周年記念事業として、京丹後市民へ有益な情報を発信するための番組を作成し、ネット及び京丹後市ケーブルテレビを利用して配信し、数ある人材育成論のひとつを市民や企業に向けて投げかけ、考え方の選択肢を増やす目的で行われ、この事業を通してこれから求められる人材や子どもたちの育成について視聴者の考えるきっかけとなることを期待しているものです。

開催日時は、令和2年11月15日から12月18日まで。YouTubeと京丹後市のケーブルテレビに配信をします。今回の教育をテーマとした番組の配信は、番組テーマを「時代に求められる人材育成について」として、工藤勇一氏の講演を配信するもので、講師の工藤勇一氏は、東京都や目黒区の教育委員会、新宿区教育委員会教育指導課長などを歴任。2014年に校長として就任した千代田区立麴町中学校で行った子どもの自律を重視した教育

改革に取り組んだことが有名で、現在は学校法人堀井学園 横浜創英中学・高等学校の校長を務めておられます。

講演内容には4つの柱があり、①これからの人材とは、②どうやって育成するのか、③事例紹介、④組織を変える仕組みとは、という構成と伺っています。

主催者は一般社団法人京丹後青年会議所、申請者は一般社団法人京丹後青年会議所 理事長 中山 良 氏です。

なお、京丹後市も後援を行う予定となっています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第65号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

質問ではないのですが、工藤校長が麴町中学校におられたときの麴町中学校の審議委員に私の友人がしていきまして、当時から工藤校長の話は聞いていました。教育委員会も経験されているということで、教育委員会の実情もよくわかっておられて、当時からマスコミにもいろいろ顔を出された方なのですが、決してどこかの学校教育を批判するとかそういうのではなくて、こんなやり方もあるのですよ、ということを以前からおっしゃっていました。

そういう中で、こういった先生の話が聞けることを非常に楽しみにしています。それだけ報告させていただきます。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第65号「(一社)京丹後青年会議所 創立55周年記念事業「教育をテーマとした番組の配信」の開催に係る後援について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、会議の非公開についてお諮りします。

報告第25号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第25号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第25号について同意)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

続いて4のその他ということで、諸報告及び各課報告についてお願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る9月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

- ① 10月学校行事予定について
- ② 10月保育所・こども園行事予定について
- ③ 生涯学習課からの連絡事項について

<吉岡教育長>

全体を通して、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第18回京丹後市教育委員会定例会を閉会とします。御苦勞様でした。

<閉会 午後0時05分>

[11月定例会 令和2年11月2日(木) 午後1時30分から]